

感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約書

[収集・運搬用]

排出事業者 地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院（以下「甲」という。）と収集運搬業者●●●●（以下「乙」という。）との間に、甲の事業所から排出される感染性廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬の委託契約を下記のとおり締結する。

第1条（法の順守）

甲及び乙は、廃棄物の処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

乙は、甲から委託された廃棄物を〈委託業務の内容〉に示す運搬の最終目的地の所在地まで許可された車両で適正に運搬する。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

甲は、廃棄物の適正処理のために必要な情報として〈委託業務の内容〉の必要な情報の欄に記入し、乙に通知しなければならない。

第4条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された廃棄物の収集・運搬を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第5条（権利、義務の譲渡等）

乙は、本契約により生ずる権利または、義務を第3者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条（損害の賠償）

乙は、甲から委託された廃棄物を積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

第7条（危険負担）

天災地変、風水災害、その他甲乙いずれにもその責を帰することのできない事由等の不可抗力によって損害を生じたとき、その損害は乙の負担とする。

第8条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務完了報告書は、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）B2票をもってこれに代えることができるものとする。

第9条（委託料・請求・支払）

甲の委託する廃棄物の収集運搬に関する委託料については、〈委託業務の内容〉に定める単価に基づき算出する。

二 乙は、月ごとに業務完了報告後、甲に委託料を請求するものとし、甲は、乙からの適法な委託料の請求があった日から30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

三 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降における業務に対する消費税等相当額は、変動後の税率により計算するものとする。

第10条（契約保証金）

契約保証金は、地方独立行政法人山梨県立病院機構事務取扱規程第26条の規定により免除する。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第3者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと明らかに認められるとき。
 - 二 乙の作業が甚だしく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - 三 乙がこの契約に違反したとき。
 - 四 乙がこの契約の解除を申し出たとき。
 - 五 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(2)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- 2 前項の規定により契約を解除された場合は、乙は甲に対し解除の日から10日以内に、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として納付するものとする。
- 3 第1項の規定または、法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できないものとする。
- 四 乙は、第1項の規定により契約が解除された場合において、甲にその損害の補償を求めることができない。

第13条（予算削減に係る契約の解除等）

本契約は、地方独立行政法人山梨県病院機構会計規程第41条2に基づく契約であり、甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額又は削除されたときは、契約を解除することができる。

（履行遅滞の場合における違約金等）

- 第14条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、年5パーセントの割合で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の金額が百円未満であるときは、この限りではない。
- 2 甲の責めに帰する事由により、第9条の規定による委託料の支払いが遅れた場合は、乙は未受領金額につき、甲に対して遅延利息を請求することができる。この場合において、遅延利息の額は、政府契約の遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の第8条の規程を準用する。

第15条（契約期間）

この契約は、平成30年10月1日から平成33年9月30日までとする。

第16条（個人情報保護）

乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

この契約の成立を証するために本署を2通作成し、甲乙、各々記名、押印のうえ各1通を保有する。

平成30年 月 日

甲

住所

氏名（法人にあつては名称）

代表者

山梨県甲府市富士見1-1-1

地方独立行政法人 山梨県立病院機構

山梨県立中央病院

院長 神宮寺 禎巳

乙

住所

氏名（法人にあつては名称）

代表者

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 取得の制限

一 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

二 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第11 実施責任

一 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

二 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

第13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。